

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日： 2024/03/01

回答 27名

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)および改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	指定基準を満たしたスペースを確保している。1Fと2Fがあり、療育に応じたペースで活動できている。
	2 職員の適切な配置	児童発達支援管理責任者・児童指導員・保育士、その他アルバイトなど多くの指導員を配置している。
	3 本人にわかりやすい構造、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	活動内容により、療育スペースをわけるなど、子どもたちにとってわかりやすくしている。児童の特性に合わせ、掲示して知らせる、音楽を使って合図するなどの工夫をしている。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	活動中は、適宜換気を行い、空気清浄機の設置等、衛生状態に気を付けている。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	毎朝のミーティングで日々の業務の確認を行い、業務終了時にもにも振り返りを行っている。月1回の、全事業所でのミーティングで課題の共有や目標設定を行っている。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	神戸市に随時相談し、指示を仰いでいる。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	専門家による研修に参加したり、オンラインでの外部研修などに参加し、資質の向上に努めています。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	保護者のニーズや課題を支援会議で話し合い、個別支援計画の作成を行っている。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	子どもの状況に応じ、それぞれの個性を大切にし、子どもが主体的に選択できる機会を設けて、個別、集団活動の支援を行っている。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	個別支援計画には、保護者のニーズをふまえたうえで、具体的な支援内容を記載し、日々の支援につなげている。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)および改善目標・内容
適切な支援の提供 （続き）	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	個別支援会議に全職員が参加し、支援について情報共有している。
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	日々の流れを汲みながら、児童指導員がプログラムの立案に参画し全体で把握、修正を行うよう努めています。
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	休日、長期休みにはさまざまなイベントを企画、多くの児童が参加し、楽しんでいる。また、長期休みの預かりニーズへの対応も行っている。
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	年1回の発表会に向けて、音楽療育やアート療育、創作オペラの練習など、他ではできないようなさまざまな活動を行っている。日々の療育では、児童の興味関心に応じたプログラムを用意し、自発的な活動を促している。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	毎朝、朝礼を行い、支援内容、役割分担を確認している。
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	支援終了後には、日々振り返りを行い、改善点など情報共有している。報告・連絡・相談を大切にし、常に確認を行うよう心がけている。
	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	誰が見てもわかるように、日々の支援記録を作成し、情報共有している。また、記録方法についても研修の機会を設け、よりよくなるように努めている。
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	6か月ごとにモニタリング会議を実施し、支援計画の到達度を確認しあい、支援計画の見直しを行っている。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)および改善目標・内容
関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へり参画	児童発達支援管理責任者と、子どもの支援を主に担当している職員が会議に参加している。
	2 <b>(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)</b> 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	
	3 <b>(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)</b> 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	
	4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	情報提供の要請があった場合には、快く応じ、情報共有に努めている。
	5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	情報提供の要請があった場合には、快く応じ、情報共有に努めている。
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	現在、積極的には参加していませんが、必要が生じれば、参加できればと考えている。WEBを活用して、研修を受講している。
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	現在は、積極的参加はしていませんが、機会があれば参加したいと考えている。
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	年1回の発表会・展示会は、だれでも観覧可能にしている。また、地域で開催される作品展にも出展し、社会福祉協議会との交流を行っている。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)および改善目標・内容
保護者への説明責・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約時の支援内容、利用者負担額や加算項目について丁寧に説明を行っています。
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	新規利用者、継続利用者両方に、支援計画を示しながら、支援の内容を丁寧に説明し、同意を得ている。
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	ペアレントトレーニングは実施していない。今後、必要性や要望に応じて、実施していけるよう準備をしていく。
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	日々の連絡帳やSNSツールを使用し、気軽に連絡できる環境を整えている。面談、電話などでも随時情報交換し、共通理解ができるよう心がけている。
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	随時、保護者からの相談に応じていますが、必要に応じて専門性のある方につなげるようにしている。
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	保護者同士の連携については、今のところあまり行っていない。
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情があった場合は、迅速かつ適切な対応を心がけています。
	8 障害のある子どもや保護者との意思疎通や情報伝達のための配慮	子どもや保護者との意思疎通や情報伝達のために職員が情報を共有し、対応に努めています。
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	イベント案内や詳細はSNSを用いて連絡し、活動内容は、ホームページ、インスタグラムなどで、情報発信している。
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	個人情報の取り扱いには十分に配慮している。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)および改善目標・内容
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対策マニュアルの保護者への周知徹底を行います。
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	避難訓練を行い、職員間の対応、情報伝達等、避難訓練計画に基づいて、利用者全員が訓練できるよう計画しています。
	3 虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	虐待防止に関する研修会に参加し、対応や意識の向上に努めます。
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	すべての利用者が安全に過ごせるよう、対応していきます。「利用児童の生命や身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束は行わないことを、重要事項説明書に明記しています。
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	契約時にアレルギーに関しての聞き取り調査を行い、確認しています。
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハットに該当する事案があった場合は、当該スタッフが書面にて状況を報告、再発防止に努めます。